

広州市特許紛争処理弁法

2002年5月28日公布・施行

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

広州市特許紛争処理弁法

(2002年5月28日 広州市政府令「2002」5号)

第1章 総則

第1条 特許紛争を有効に処理及び調停し、発明者並びに特許権者及びその利害関係人の合法的な権益を保護し、社会経済秩序を維持するため、「中華人民共和国特許法」及びその実施細則並びに「広東省特許保護条例」等の法律、法規に基づき、本市の実際状況に照らして、本弁法を制定する。

第2条 広州市の行政区域内において特許紛争を処理及び調停する場合、総じて本弁法を適用する。

第3条 市の特許業務管理部門は本市の行政区域内の特許紛争の処理及び調停を担当する。

市の特許業務管理部門は区、県レベルの市の特許業務管理部門に委託して、本行政区域内の特許紛争を処理及び調停させることができる。

第4条 市の特許業務管理部門が特許紛争を処理する場合、事実を根拠とし、法律を基準とし、公正、適時の原則に則らなければならない。

市の特許業務管理部門が特許紛争を調停する場合、法律の規定に従い、調査して事実を明らかにし、責任を明確に区別した上で行わなければならない。

第5条 特許紛争を処理及び調停する場合、一事不再理の原則に準ずる。

第2章 特許紛争の管轄及び受理

第6条 市の特許業務管理部門は、権利侵害の行為地が本市の行政区域内に属する特許権侵害紛争を処理し、以下の特許紛争を調停する。

(1) 特許出願権及び特許権の帰属に関する紛争であり、被請求人の所在地が本市の行政区域内に属する場合。

(2) 発明者、設計者の資格に関する紛争であり、被請求人の所在地が本市の行政区域内に属する場合。

(3) 職務発明の発明者、設計者の褒賞及び報酬に関する紛争であり、特許権を授与された組織の所在地が本市の行政区域内に属する場合。

(4) 発明特許出願が公開されてから特許権を授与されるまでにおいて、発明を使用した適切な費用を支払っていないことについての紛争で、発明を使用した行為地が本市の行政区域内に属する場合。

(5) 市の特許業務管理部門が調停する必要があるその他の特許紛争。

第7条 特許権侵害紛争処理の請求時効は2年とし、特許権者又は利害関係人が権利侵害行為を知った、又は知ったはずである日から起算する。

第8条 市の特許業務管理部門に対し特許紛争を処理及び調停するよう申立

てる場合、以下の条件に合致しなければならない。

- (1) 請求人は事件と直接に利害関係を有する組織又は個人であること。
- (2) 明確な被請求人、具体的な請求事項及び事実根拠を有すること。
- (3) 当事者は当該特許紛争について裁判所に提訴していないこと。
- (4) 市の特許業務管理部門の事件受理範囲及び管轄に属すること。
- (5) 本弁法の関連規定に合致すること。

特許権侵害紛争が実用新案特許に関わる場合、市の特許業務管理部門は国務院特許行政部門が作成した検索報告書を提出するよう請求人に要求することができる。

第 9 条 市の特許業務管理部門に対し特許紛争を処理又は調停するよう申立てる場合、請求書を手交し、かつ被請求人の数に合わせて請求書の副本を提出しなければならない。

請求書には以下の事項を明記しなければならない。

- (1) 請求人及び被請求人の氏名又は名称、住所、法定代表者又は主な責任者の氏名、職務。
- (2) 処理又は調停の請求事項、事実及び理由、証拠。
- (3) 特許権についての有効な証明書。

請求人は請求書に署名又は捺印しなければならない。

第 10 条 市の特許業務管理部門は特許紛争の処理に関する請求書を受領した後、審査を経て、7 日以内に受理又は不受理の通知書を送付しなければならない。

第 11 条 市の特許業務管理部門は事件を受理した日から 7 日以内に、請求書の副本を被請求人に送達しなければならない。被請求人は請求書の副本を受領した日から 15 日以内に答弁書及び関連証拠を提出しなければならない。

被請求人が期限を過ぎて答弁書を提出しない場合であっても、特許紛争の処理作業の進行に影響を及ぼさない。

第 3 章 特許紛争の処理及び調停

第 12 条 市の特許業務管理部門は特許紛争の処理について請求書を受領した後、担当者を指定しなければならないが、事件が複雑である場合、必要に応じて合議専門家チームを組織し、合議を行わせることができる。

第 13 条 事件の担当者が以下のいずれかの状況に該当する場合、自ら回避しなければならないが、当事者もこれに回避するよう要求する権利を有する。

- (1) 本件紛争の当事者の親族である場合。
- (2) 本件紛争と利害関係を有する場合。
- (3) 本件紛争の当事者とその他の関係を有し、本件紛争の公正な処理に影響を及ぼす恐れがある場合。

第 14 条 市の特許業務管理部門が特許紛争を処理する場合、現場の現地検査を行い、権利侵害行為に関連する保管書類、図面、資料、帳簿等の原始証憑を封

印保管し、又は一時的に差し押さえる権利を有する。関連する組織又は個人は調査に協力し、かつ関連資料を提供しなければならない、これを拒否してはならない。

事件の担当者は現場で調査処理を行う場合、法執行証明書を呈示しなければならない、当事者及び関連人員に対し現場に集まるよう通知しなければならない。

第 15 条 市の特許業務管理部門が特許紛争を処理する場合、請求人の申請に基づき、事件に関連する貨物、材料、専用工具、設備等の物品を封印保管し、又は一時的に差し押さえることができる。

請求人は封印保管、又は一時的な差押えの措置を講じるよう申請する場合、担保を提供しなければならない。被請求人が担保を提供する場合、特許業務管理部門による審査、同意を経て、封印保管は解除され、又は一時的に差し押さえている物品は返却される。

第 16 条 本弁法第 14 条の規定に違反し、関連する組織又は個人が事件に関連する帳簿、契約書、図面、資料の提供を拒否し、又はそれらを隠匿し、移転し、壊滅させ、若しくは封印保管されている物品を無断で開封し、移転させた場合、市の特許業務管理部門はこれに対し 1000 元以上 50000 以下の罰金を科す。

第 17 条 市の特許業務管理部門はその他の特許業務管理部門に対し調査、証拠収集を委託することができ、その他の特許業務管理部門からの調査、証拠収集の委託を受けることもできる。

市の特許業務管理部門は、市の知的財産権査察チームに対し、調査、証拠収集し、実地調査し、事件に関連する貨物、資料、帳簿、設備等の物品について封印保管し、又は一時的に差し押さえるよう委託することができる。

第 18 条 市の特許業務管理部門は特許権侵害紛争を処理する場合、事件の必要に応じて口頭審理を行うことができる。口頭審理を行うことを決定した場合、3 日前までに口頭審理の日時及び場所を当事者に通知しなければならない。正当な理由なく参加することを拒否し又は許可なく途中で退場した場合、請求人については自発的に請求処理を取り下げたものとして処理し、被請求人については欠席として処理する。

事件の担当者は口頭審理における参加者及び審理要点を記録しなければならない、照合により間違いがないことが確認された後、参加者がこれに署名し又は捺印する。

第 19 条 調査、審理が終結した場合、市の特許業務管理部門は速やかに処分決定を下し、かつ処分決定書を作成しなければならない。処分決定書には以下の事項を明記しなければならない。

- (1) 当事者の氏名又は名称、住所、法定代表者又は主な責任者、委託代理人の氏名、職務。
- (2) 処理において認定された事実及び適用する法律、法規又は規則。
- (3) 処理の結果及び処理費用の負担。
- (4) 処分決定に不服である場合、行政訴訟を提起する方法及び期限。
- (5) 処分決定が下された期日。

処分決定書には市の特許業務管理部門の印章が捺印されなければならない。

第 20 条 当事者が処分決定に不服である場合、処分決定書を受領した日から 15 日以内に裁判所に対し行政訴訟を提起しなければならない。期限が満了となっても訴訟を提起せず、また履行しない場合、市の特許業務管理部門は裁判所に対し強制執行を申し立てることができる。

記載事項の変更を行う必要がある場合、関連する組織又は個人は法的効力が生じた処分決定書及び関連証明書類をもって、国務院特許行政部門にて記載事項の変更を行うことができる。

第 21 条 特許業務管理部門又は裁判所が権利侵害の成立を認定する処分決定又は判決を下した後、特許権者又は利害関係人が、同一特許権に関する同種の権利侵害行為について処理を申立てた場合、市の特許業務管理部門は権利侵害行為を直ちに停止させる処分決定を直接下すことができる。

第 22 条 当事者が市の特許業務管理部門に対し特許権侵害紛争を処理するよう申立てる場合、又は市の特許業務管理部門が権利侵害行為の成立を認定した後、特許権侵害の賠償額について調停するよう申立てることができる。

第 23 条 市の特許業務管理部門は特許紛争の調停請求を受領した後、調停請求書の副本を被請求人に速やかに送達し、かつ所定の期間内において意見陳述書を提出するよう要求しなければならない。

第 24 条 被請求人が意見陳述書を提出しかつ調停を行うことに同意した場合、市の特許業務管理部門は調停請求を受理し、請求人及び被請求人に対し調停を行う日時及び場所を速やかに通知しなければならない。正当な理由なく参加せず又は許可なく途中で退場した場合、請求人については自発的に請求を取り下げたものとして処理し、被請求人については合意に達成できなかったものとして処理する。

被請求人が期限を過ぎても意見陳述書を提出せず、又は意見陳述書において調停を受け入れない旨を表明した場合、市の特許業務管理部門は請求人に対し調停請求の不受理を通知しなければならない。

第 25 条 市の特許業務管理部門が特許紛争を調停し合意に達した場合、合意の内容は国の法律及び政策に反してはならず、公共利益及び他人の利益を損なってはならない。

第 26 条 調停の上合意に達した後、市の特許業務管理部門は調停書を作成しなければならない。調停書には以下の事項を明記しなければならない。

(1) 当事者の氏名又は名称、住所、法定代表者又は主な責任者、委託代理人の氏名、職務。

(2) 紛争の主な事実及び負わなければならない責任。

(3) 合意の内容及び費用の負担。

調停書については当事者が署名又は捺印し、担当者が署名しかつ市の特許業務管理部門の印章を捺印する。

第 27 条 調停によって合意に達することができなかつた場合、市の特許業務管理部門は事件の取下受理の形式をもって事件を結了し、かつ当事者に通知する。

第 4 章 附則

第 28 条 特許紛争の処理又は調停の過程において、刑事責任を追及する必要があることが発覚した場合、司法機関に移送し処理させなければならない。

第 29 条 市の特許業務管理部門が特許紛争を処理又は調停する場合、広州市の物価局が査定する料金徴収基準に基づいて受理費および調停費を徴収することができる。

第 30 条 特許紛争事件の受理費及び調停費は請求人が予納する。

特許紛争の処理費用は責任者が負担しなければならないが、当事者双方のいずれにも責任がある場合、責任の大きさに応じて費用を分担する。特許紛争を調停し合意に達成した場合、費用は当事者が協議により分担しなければならない。合意に達しなかつた場合、費用は請求人が負担しなければならない。

第 31 条 本弁法は公布日より施行する。本市が 1998 年に公布した「広州市特許紛争調停処理暫定弁法」は同時に廃止する。